

「小地域ネットワーク福祉会」の設置推進について

1. 糸島市ひとり暮らし高齢者等の見守り活動基本方針について

現在、糸島市も高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が急激に増加しています。高齢に伴う心身の衰えや認知症等により発生する諸問題、また孤立死など、生活上の不安が年々高まってきています。

これらを解消し、安心して暮らすことができる地域を築いていくには、個々の自助努力はもちろん、民生委員・福祉委員の活動だけでなく、地域等で行う見守り活動やちょっとした困りごとへの対応（以下、「見守り活動等」という。）の共助が必要です。

そして、地域では対応できない個々の問題を地域包括支援センターなどに相談・情報提供をし、公助につないでいきます。

そのために「校区社会福祉協議会」を中心に「行政区」を単位とした地域内の住民や団体等が協働して行う、小地域の見守り活動等を充実させていきます。

また、地域による見守り活動と合わせ、配達などで個別に世帯を訪問する事業所に対して見守り活動の協力を依頼し、拡大していきます。見守りの機会と協力者を増やし、見守り活動を充実・強化していくことで、孤立死の防止と早期発見などを目指していきます。

これらを実現するため、市民と地域、事業所、社会福祉協議会、行政がそれぞれに役割を持ち、協働しながら見守り活動等の充実を図っていきます。

2. 活動基本方針が目指すもの（地域住民が目指すもの）について

- ①見守り活動等は、行政区単位で実情に応じた方法で取り組んでもらうこと
- ②行政区関係者が情報を共有するネットワーク（仕組み）をつくってもらうこと
- ③支援が必要な高齢者等がいたら、地域包括支援センターまたは市役所の関係機関や市社会福祉協議会に情報提供すること
 - …公助：地域包括支援センターまたは市や市社会福祉協議会に相談・情報提供
 - …緊急：糸島警察署または糸島消防本部に連絡・通報
- ④地域課題を分析し、暮らしやすい地域づくり（支援活動など）につなぐこと
- ⑤「仕組み」を作る上では、市社会福祉協議会が相談・支援を行う

3. 「仕組み」＝小地域ネットワーク福祉会について

住民自らが、生活の拠点としている小地域（行政区）で福祉問題が発生した場合に最初に気が付くのは、近隣の住民であり、緊急時にすぐに対応することができるのも近隣相互の助け合いです。

そこで、市社協では「住民が自発的に参加する見守り・福祉活動を組織的・計画的に実施し、問題解決の活動を起こす機能（小地域ネットワーク福祉会）」を積極的に推進していきます。

4. 仕組みを応援するための方策（Q&A）

Q 行政区内の一人暮らしの高齢者も多くなり、認知症の問題や災害時の要援護者支援の問題など、民生委員さんや福祉委員さんだけで対応するのが大変な時代になる前に自治会を中心に組長やボランティアなど地域住民が自発的に参加する見守り・福祉活動を組織的・計画的に行えないだろうか。



A 市や社協が相談・支援をおこないます。

例：役員学習会や住民ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施など理解促進するため取り組みや見守りの組織化に向けて支援します。

福祉社会活動は、高齢者だけではなく児童、障がいを持っている方、災害時の対応など各々の行政区での様々な課題に対応していく組織です。

